

日本放射線技師会 認定診療放射線技師規則

第1章 総則

- 第1条 日本放射線技師会認定診療放射線技師制度（以下「認定診療放射線技師制度」という。）は、診療放射線分野において、熟練した診療放射線技術及び知識を用いて、医療安全の推進及び診療放射線技師の資質向上を図り、国民の生命及び健康の保持増進に寄与することを目的とする。
- 第2条 社団法人日本放射線技師会（以下「本会」という。）は、前条の目的を達成するため、この日本放射線技師会認定診療放射線技師規則（以下「規則」という。）により認定診療放射線技師を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。
- 第3条 認定診療放射線技師とは、本会認定診療放射線技師認定審査に合格し、特定の認定診療放射線技師分野において、熟練した診療放射線技術及び知識を有することが認められた者であり、次の各号の役割を果たす。
- (1) 特定の分野において、個人、家族及び集団に対して、熟練した診療放射線技術を用いて高度な医療水準の検査、治療及び管理を実践する。
 - (2) 特定の分野において、熟練した診療放射線技術を通じて診療放射線技師に対して指導を行う。

第2章 認定診療放射線技師制度委員会

- 第4条 認定診療放射線技師制度の目的を達成するため、制度の運営にあたって認定診療放射線技師制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設ける。
- 第5条 制度委員会は、認定診療放射線技師制度の円滑な実施及び改善のための検討等を行い、必要事項について定めることができる。
- 第6条 制度委員会は、本会会長（以下「会長」という。）が会員の中から選任し、理事会の議決を経て委嘱した委員をもって構成する。
- 第7条 制度委員会の構成及び運営については、日本放射線技師会認定診療放射線技師細則（以下「細則」という。）に定める。

第3章 認定診療放射線技師分野の特定

- 第8条 認定診療放射線技師分野とは、高度化及び専門分化する保健及び医療の現場において、熟練した診療放射線技術及び知識を必要とする診療放射線技術分野として制度委員会が認めたものをいう。
- 第9条 認定診療放射線技師分野の特定方法は、制度委員会が診療放射線技師の取り組むべき現状と将来の展望に応じて逐次審議し、理事会の議決を経て行うものとする。

第4章 教育研修施設の認定及び取り消し

- 第10条 本会は、認定診療放射線技師の水準を均てん化するため、認定診療放射線技師の教育に

ふさわしい条件を備えた教育研修施設を分野ごとに、認定診療放射線技師教育研修施設として認定する。

- 2 認定の要件については、細則に定める。
- 3 認定を申請する教育研修施設は、制度委員会が別に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。
- 4 会長は、制度委員会が認定診療放射線技師教育研修施設として認定し、認定証の交付を申請した施設に対して、認定診療放射線技師教育研修施設認定証を交付する。
- 5 本会は、前項の登録をした教育研修施設を日本放射線技師会ホームページで公表する。
- 6 認定の有効期間は5年とする。

第11条 本会は、認定を受けた認定診療放射線技師教育研修施設が次の各号に該当する時は制度委員会の議決を経て、認定診療放射線技師教育研修施設の取り消しを行う。

- (1) 認定診療放射線技師教育研修施設がその資格を辞退したとき。
- (2) 認定要件を満たさないと制度委員会が判断したとき。
- (3) 認定診療放射線技師教育研修施設が教育研修施設認定の更新を受けなかったとき。

第12条 本会の認定を受けた教育研修施設は、5年ごとに認定の更新を受けなければならない。

- 2 認定更新の要件については、細則に定める。
- 3 認定更新を申請する教育研修施設は、制度委員会が別に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出し、審査を受けるものとする。
- 4 認定更新の有効期間は5年とする。

第5章 認定診療放射線技師の認定

第13条 認定診療放射線技師の認定に関する事項の審議は、認定診療放射線技師認定委員会（以下「認定委員会」という。）が行い、認定委員会は必要事項について定めることができる。

第14条 認定委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 認定診療放射線技師の認定とその更新及び再認定の審査に関すること。
- (2) 認定診療放射線技師の認定とその更新及び再認定の実施に関すること

第15条 認定委員会は、会長が会員の中から選任し、理事会の議決を経て委嘱した委員をもって構成する。

第16条 認定委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第17条 認定診療放射線技師の認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の診療放射線技師免許を有すること。
- (2) 本会の会員であること。
- (3) 診療放射線技師免許取得後、通算5年以上の実務経験を有しており、そのうち通算3年以上は特定の認定診療放射線技師教育研修施設での実務経験を有していること。

第18条 受験者は、制度委員会が別に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに、本会に提出しなければならない。

第19条 審査は、認定診療放射線技師の分野ごとに認定委員会が受験者に対して、毎年1回以上、筆記試験によって行う。

第20条 認定委員会は、審査結果を理事会に報告するとともに、認定診療放射線技師の認定を行

う。

第21条 会長は、認定委員会が認定診療放射線技師として認定し、認定証の交付を申請した者に対して、認定診療放射線技師認定証等を交付する。

- 2 本会は、前項の認定証等を交付した者を認定診療放射線技師名簿に登録する。
- 3 本会は、前項の登録をした者の氏名を日本放射線技師会ホームページで公表する。
- 4 認定診療放射線技師認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。ただし、規則第17条の規定によって、認定診療放射線技師がその資格を喪失したときは、認定診療放射線技師認定証の有効期間は、資格を喪失した日に終わる。

第6章 認定診療放射線技師の認定更新

第22条 本会は、認定診療放射線技師の質を担保するため、認定更新制を施行する。

第23条 本会の認定を受けた認定診療放射線技師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第24条 更新のため認定診療放射線技師の認定を申請する者（以下「認定更新申請者」という。）は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の診療放射線技師免許を有すること。
- (2) 申請時において、認定診療放射線技師であること。
- (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める自己研鑽の実績があること。

第25条 認定更新申請者は、制度委員会が定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

第7章 認定診療放射線技師の資格の喪失

第26条 認定診療放射線技師は、次の各号の理由により、認定委員会の議決を経て、認定診療放射線技師の資格を喪失する。

- (1) 認定診療放射線技師の資格を辞退したとき。
- (2) 認定診療放射線技師の認定更新をしなかったとき。
- (3) 規則第24条に定める認定更新要件を満たさないと認定委員会が判断したとき。
- (4) 日本国の診療放射線技師免許を喪失、返上または取り消されたとき。

第27条 認定診療放射線技師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会と制度委員会の審議を経て、会長が認定診療放射線技師の認定を取り消すことがある。ただし、制度委員会は弁明する機会を与えなければならない。

第8章 認定診療放射線技師の再認定

第28条 規則第26条に基づき資格を喪失後に再び認定診療放射線技師の認定を申請する者（以下「再認定申請者」という。）の審査は、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

- 2 再認定申請者については規則第24条の2号を免除する。

第9章 規則の変更及び見直し

第29条 この規則の変更及び見直しについては、制度委員会の議を経て理事会で議決するものとする。

第10章 補則

第30条 この規則を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年5月7日から施行する。

日本放射線技師会 認定診療放射線技師細則

第1章 総則

第1条 日本放射線技師会認定診療放射線技師規則（以下「規則」という。）の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については、この日本放射線技師会認定診療放射線技師細則（以下「細則」という。）の規定に従うものとする。

第2章 認定診療放射線技師制度委員会

第2条 認定診療放射線技師制度委員会（以下「制度委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。

2 制度委員の任期は2年とする。

3 制度委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第3条 制度委員会は、規則第5条に基づき、認定診療放射線技師制度の円滑な実施や改善のための検討を行う。

2 会員より認定診療放射線技師の特定に関する申請があった場合には、制度委員会において検討する。

第4条 制度委員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議決は、出席者の過半数の賛成により行う。

第5条 制度委員会の委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

第3章 認定診療放射線技師分野の特定

第6条 規則第9条の規定により、認定診療放射線技師の特定は、制度委員会が次の事項について審議し、理事会の議決を経て行うものとする。

(1) 国民の生命及び健康の保持増進に大きく寄与できること。

(2) 高度化及び専門分化した診療放射線技術及び知識を有する必要があること。

(3) 独自の知識及び診療放射線技術を必要とすること。

(4) 将来において診療放射線技術および知識の高度化が期待できること。

第7条 現在認定されている認定診療放射線技師分野は次の分野とする。

放射線安全管理

2 認定診療放射線技師の認定診療放射線技師分野を示す際の英語での表記法は、第1項に示す分野名の順に下記の通りとする。なお、資格名称の英語表記は、「**Certified Radiological Technologist in** (認定診療放射線技師分野名)」とする。

Radiation Safety Management

第4章 教育研修施設の認定

第8条 規則第10条に規定する認定の要件は次の各号に掲げるものとする。

(1) 指導者の配置

- (2) 設置装置等の施設要件
- (3) 教育の方法
- (4) その他

第9条 制度委員会は、原則書面審査にて認定診療放射線技師教育研修施設として認定し、会長に報告する。ただし、制度委員会は必要に応じて訪問審査を行うことができる。

- 2 認定診療放射線技師教育研修施設の認定を受け認定証の交付を受けようとする施設は、定められた期日までに、認定診療放射線技師教育研修施設認定申請書に理事会が定める認定料を添えて、本会に提出しなければならない。

第10条 規則第12条の規定により、認定更新を受けようとする教育研修施設は、申請時点において認定された教育研修施設でなければならない。認定更新については第8条を準用する。

第11条 制度委員会は、認定診療放射線技師教育研修施設として認定を更新した教育研修施設を理事会に報告する。

第5章 認定診療放射線技師の認定

第12条 認定診療放射線技師認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。制度委員は認定委員を兼務することができる。

- 2 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第13条 認定委員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議決は、出席者の過半数の賛成により行う。

第14条 認定委員会の委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

第15条 認定委員会の委員の氏名は任期中非公開とする。

第16条 規則第18条の規定により、認定診療放射線技師の認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

- (1) 認定診療放射線技師認定審査申請書
- (2) 履歴書
- (3) 認定診療放射線技師教育研修施設が発行する実務経験証明書

第17条 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第18条 認定委員会は、規則第19条の規定により認定診療放射線技師認定審査の受験者に対し、筆記試験を行う。

第19条 審査内容の公表については、筆記試験に限り以下のように定める。

- (1) 筆記試験問題を公表する（解答は公表しない）。
- (2) 個人の得点は、請求のあった個人に対してのみ開示する。
- (3) 公表及び開示の方法は、制度委員会が別に定める。

第20条 認定委員会は、審査結果をもとに審査を行い、合格者を理事会に報告する。

第21条 認定診療放射線技師の認定を受け認定証の交付を受ける者は、定められた期日までに、認定診療放射線技師認定申請書に理事会が定める認定料を添えて、本会に提出しなければならない。

第22条 認定診療放射線技師認定審査を行うにあたっては、日本放射線技師会ホームページに審

査の要領を掲載する。

第6章 認定診療放射線技師の認定更新

第23条 規則第24条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 制度委員会で認めた学会及び研究会等での論文投稿もしくは研究発表があること。
- (2) 制度委員会で認めた学会及び研究会等への参加実績があること。
- (3) 自己研鑽の実績については制度委員会が別に定める内容で100カウント以上に達していること。

第24条 認定更新申請者は、次の各号に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

- (1) 認定診療放射線技師認定更新申請書
- (2) 認定証取得後5年間の自己研鑽の実績報告書

第25条 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第26条 規則第24条の規定に関わらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。

第27条 認定診療放射線技師の認定更新を受け認定証の交付を受ける者は、定められた期日までに、認定診療放射線技師認定申請書に理事会が定める認定料を添えて本会に提出しなければならない。

第7章 認定診療放射線技師の再認定

第28条 規則第28条の規定に基づき再認定を受けようとする者（以下「再認定申請者」という。）は、申請時において過去5年間に第23条の各号をすべて満たしていなければならない。

第29条 再認定申請者は、第24条の各号に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。この場合、3号、4号に定める申請書類について「認定証取得後5年間」を「申請時において過去5年間」と読み替えるものとする。

第30条 認定診療放射線技師の再認定を受け認定証の交付を受ける者は、定められた期日までに、認定診療放射線技師認定申請書に理事会が定める認定料を添えて本会に提出しなければならない。

第8章 細則の変更

第31条 この細則の変更については、制度委員会の議を経て理事会で議決するものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成23年5月7日から施行する。